

香芝市告示第243号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年12月22日

香芝市長 三橋和史

1 都市計画の種類

大和都市計画高度地区

2 都市計画を定める土地の区域

瓦口の一部、五位堂の一部、すみれ野二丁目の一部、下田西二丁目の一部

3 縦覧場所

香芝市役所都市創造部都市計画課